



国民健康保険・後期

申請手続き・お問い合わせ 市役所 市民生活課 ☎63-5112 〔国保係(国民健康

8月から新しい保険証に

現在お使いの国民健康保険と後期高齢者医療の保険証は、7月31日で有効期限が切れますので、7月下旬に新しい保険証を郵送します。(更新手続きは不要です。)8月1日からは、今回お送りする保険証をお使いください。

8月になっても保険証が届かなかつたり、新しい保険証の記載事項に誤りがあった場合は、市役所までご連絡ください。保険証の記載事項の誤りをご自分で訂正した場合、その保険証は使用できませんのでご注意ください。

	国民健康保険	後期高齢者医療
保険証の色	⑩ 空色 ⇒ ⑨ ページュ色	⑩ 若草色 ⇒ ⑨ 桃色
送付先	世帯主の方宛にまとめて郵送します。 (世帯の加入者全員分)	加入者ご本人宛に個別で郵送します。
有効期限	平成25年7月31日 ※以下の方は、有効期限が異なります。 ・65歳になり退職者医療制度が非該当となる方 ・70歳になり高齢受給者証の対象となる方 ・75歳になり後期高齢者医療に移行する方 ・国保税に滞納のある世帯の方	平成25年7月31日 ※保険料に滞納のある方は、有効期限が異なる場合があります。

【学生特例の保険証について】

国保加入の方が大学等へ進学のため、市から転出する場合は、学生特例の手続きが必要です。手続きをされないと国保の資格が喪失し、保険証が使用できなくなります。

(市外で修学中でも市内に住民登録のある方は手続き不要です。)

手続きに必要なもの・修学中の方の学生証(写し)または在学証明書(原本) ・印かん

【国民健康保険の喪失手続きについて】

新しい国民健康保険の保険証が届いた方で、職場の健康保険(扶養になっている方も含みます。)に加入しているという場合、国民健康保険をやめる手続きが必要です。手続きをされないと国保税がかかったままになってしまいます。

手続きに必要なもの・国民健康保険以外の健康保険証 ・国民健康保険の保険証 ・印かん

保険料(税)額のお知らせ ◆市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

～国民健康保険税額～

国民健康保険税額をお知らせする決定通知書および納税通知書は、8月中旬にお送りします。

～後期高齢者医療保険料額～

■普通徴収(納付書払い・口座振替)の方

7月中旬に年間の保険料額をお知らせする決定通知書をお送りします。普通徴収の対象となる方は、4月1日現在で75歳になられている方で、8月までに特別徴収(年金からの天引き)にならない方です(8月から特別徴収になる方には、7月下旬にお知らせします)。

■特別徴収(年金からの天引き)の方

前年度から引き続き特別徴収となっている方や、今年度8月までに特別徴収が開始される方には、8月中旬以降に年間の保険料額をお知らせする決定通知書と、10月以降の特別徴収額の通知書をお送りします。

